



島根県報

平成29年1月17日（火）

号外第2号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

（道路維持課） 2

告 示**島根県告示第15号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	田所国府線	邑智郡邑南町市木5547番2地先から同313番1地先まで	メートル 305.80	平成29年 1月17日	県央県土整備 事務所	
〃	美郷大森線	邑智郡美郷町戸谷153番10地先から同172番1地先まで	158.05	平成29年 1月17日		